（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条）

（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）

（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）	附則第九条第四項
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条）

（略）	（略）
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第八条第二項、第九条の五第二項、第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項（第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
（略）	（略）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）	第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）	附則第九条第五項
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和二年十月一日から施行する。